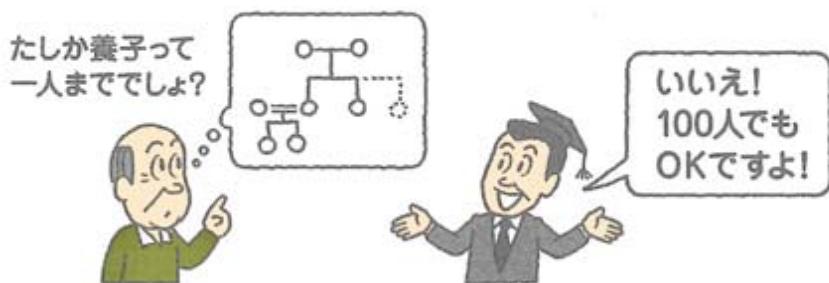
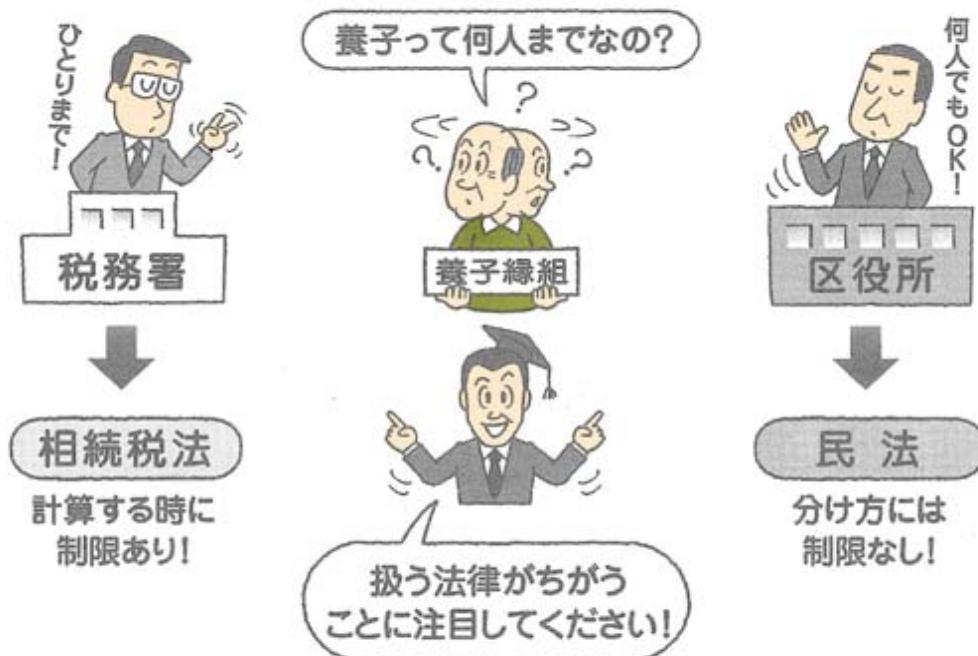


養子は1人までと聞いたけど？



「相続では、養子は1人までしか認められないと聞いたけどホント？」

よく、こういう質問を受けます。答えは「ノー」。100人でもかまいません。確かに、相続税法に基づく「基礎控除額」の計算に関しては制限を受けますが、民法上の「財産分け」についての制限はありません。



(1) 相続税法上の養子の考え方

基礎控除は、 $5000\text{万円} + (1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$ で計算しますが、被相続人に複数の養子がいるときは、「法定相続人の数」にカウントする数に制限があります。被相続人に実子がいる場合は、法定相続人になれる養子は1人まで。実子がない場合でも、2人しか認められていません。

(2) 民法上の養子の考え方

養子縁組が成立した日から実子と同じ身分になり、法定相続人になります。その数に制限はありません。極端なことを言えば、100人でも自由に養子にできます。したがって、“分割の世界” 財産分けに関しては、養子の数がそのまま生きてきます。

納税 = 相続税法

分割 = 民法